

日本物理学会若手奨励賞（領域1 2）授賞規定の改訂
（平成27年3月のインフォーマルミーティングで承認）

4. 応募と審査の方法

現行（平成26年度（第9回若手奨励賞）まで適用）

応募は自薦および推薦による。審査委員会は、候補者について必要な資料の提出を求め、審査する。提出書類は、申請書、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー、学会発表の概要のコピー、推薦書（または自薦書）、その他必要と思われる書類。

改訂後（平成27年度（第10回若手奨励賞）以降適用）

応募は自薦および推薦による。審査委員会は、候補者について必要な資料の提出を求め、審査する。提出書類は、申請書、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー、学会発表の概要のコピー、推薦書（または自薦書）、その他必要と思われる書類。なお、過去に本賞受賞経験がある者の再受賞は認めない。また、自薦の場合、同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

日本物理学会若手奨励賞（領域12）授賞規定細則の改訂
（平成27年3月のインフォーマルミーティングで承認）

3. 応募方法

現行（平成27年度（第10回若手奨励賞）まで適用予定）

応募は自薦または推薦による。下記の書類の電子ファイルを指定されたホームページにアップロードする。

- (1) 申請書（様式は4の通り）
- (2) 履歴書（生年月日（西暦）と受賞年の4月1日現在における年齢を明記すること）
- (3) 発表論文リスト（掲載決定済みのものを含む）
- (4) 対象論文の別刷またはその写し（3編以内、5年程度以内のものに限る）
- (5) 日本物理学会の当該領域における発表概要またはその写し（登壇者または筆頭者でなければならない。発表年春秋を明記、5年程度以内のものに限る）
- (6) 自薦書または推薦書（2000字以内）
- (7) その他の参考書類（希望者のみ提出。論文を追加提出する場合は対象論文と合わせて3編以内）

改訂後（平成27年度（第10回若手奨励賞）以降適用）

応募は自薦または推薦による。下記の書類の電子ファイルを指定されたホームページにアップロードする。

- (1) 申請書（様式は4の通り）
- (2) 履歴書（生年月日（西暦）と受賞年の4月1日現在における年齢を明記すること）
- (3) 発表論文リスト（掲載決定済みのものを含む）
- (4) 対象論文の別刷またはその写し（3編以内、5年程度以内のものに限る）
- (5) 日本物理学会の当該領域における発表概要またはその写し（登壇者または筆頭者でなければならない。発表年春秋を明記、5年程度以内のものに限る）
- (6) 自薦書または推薦書（2000字以内）
- (7) その他の参考書類（希望者のみ提出。論文を追加提出する場合は対象論文と合わせて3編以内）

なお、過去に本賞受賞経歴がある者の再受賞は認めない。また、自薦の場合、同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

日本物理学会若手奨励賞（領域12）授賞規定細則の改訂
（平成27年3月のインフォーマルミーティングで承認）

5. 審査の手続き

現行（平成26年度（第9回若手奨励賞）まで適用）

年齢、年齢特例、会員資格など応募資格を満たさないものを除外し、提出論文、または学会発表記録が、過去に物理学会若手奨励賞の対象（領域を問わず）となっていないことを確認、次に審査委員会において内容の審査を行う。最終候補者の選定は合議制を原則とするが、メールなどの投票によって決定することも可とする。審査委員は、補者選定作業において査読者を委嘱し、参考意見を聴取することかできる。審査委員と近い関係（共著者、師弟関係、同じ部門、親戚関係など）にある候補者の審査に加わることはできない（委員の自己申告制とする）。上限数（3名）以内の候補者を選定し、審査過程の報告を付して理事会に報告する。

改訂後（平成27年度（第10回若手奨励賞）以降適用）

年齢、年齢特例、会員資格など応募資格を満たさないものを除外し、提出論文、または学会発表記録が、過去に物理学会若手奨励賞の対象（領域を問わず）となっていないことを確認、次に審査委員会において内容の審査を行う。最終候補者の選定は合議制を原則とするが、メールなどの投票によって決定することも可とする。審査委員は、補者選定作業において査読者を委嘱し、参考意見を聴取することかできる。審査委員と近い関係（共著者、師弟関係、同じ部門、親戚関係など）にある候補者の審査に加わることはできない（委員の自己申告制とする）。上限数以内の候補者を選定し、審査過程の報告を付して理事会に報告する。日本物理学会による受賞者の正式な発表をもって、応募者、推薦者への審査結果の告知とする（ただし、受賞者に対しては審査委員長が結果を個別に連絡する）。